

令和4年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会

提出資料

◎議案事項

- 1 議案第5号 令和4年度三重県一般会計予算（関係分）について
（県税収入予算について）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 議案第57号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）（関係分）
について（県税収入補正予算について）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

◎所管事項

- 1 令和4年度税制改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和4年3月16日
総 務 部

◎議案事項

1 議案第5号 令和4年度三重県一般会計予算（関係分）について
（県税収入予算について）

令和4年度県税収入については、2,652億7,600万円と見込んでおり、これは令和3年度県税収入当初予算に比べ279億1,400万円（前年度比11.8%増）の増収となっています。

主な要因は、個人県民税が、個人所得の回復傾向等により、24億3,000万円（前年度比3.5%増）の増、法人県民税と法人事業税の法人二税が、法人業績の回復傾向により、計89億5,800万円（前年度比16.6%増）の増、地方消費税が、国内取引にかかる譲渡割が消費の回復傾向により、輸入取引にかかる貨物割が原油高に伴う輸入額の増により、計150億600万円（前年度比27.6%増）の増などです。

（単位：百万円、%）

| 事項 税目 | R3年度 当初予算額 (A) | R4年度 当初予算額 (B) | 比較 (B)-(A)=(C) | 前年度比 (%) (C)/(A) | 主な増減理由 (4年度当初 / 3年度当初) |
|-----------|----------------------|----------------------|-------------------|------------------------|---|
| 個人県民税 | 68,607 | 71,037 | 2,430 | 3.5 | (均等割・所得割)個人所得の回復傾向による増 |
| 法人県民税 | 3,922 | 5,343 | 1,421 | 36.2 | 法人業績の回復傾向による増 |
| 県民税利子割 | 469 | 349 | △120 | △25.6 | 金融機関の預貯金利子の低減による減 |
| 個人事業税 | 2,055 | 2,704 | 649 | 31.6 | 個人事業所得の伸長による増 |
| 法人事業税 | 49,895 | 57,432 | 7,537 | 15.1 | 法人業績の回復傾向による増 |
| 地方消費税 | 54,424 | 69,430 | 15,006 | 27.6 | (譲渡割)消費の回復傾向による増 (貨物割)原油高に伴う輸入額増による増 |
| 不動産取得税 | 4,017 | 3,834 | △183 | △4.6 | 大規模家屋(新築)の課税減少による減 |
| 県たばこ税 | 1,899 | 1,950 | 51 | 2.7 | 税率引上げの影響による増 |
| ゴルフ場利用税 | 1,569 | 1,694 | 125 | 8.0 | ゴルフ場利用者の回復による増 |
| 自動車税環境性能割 | 2,040 | 2,649 | 609 | 29.9 | 税率の臨時的軽減の終了による増 |
| 自動車税種別割 | 27,099 | 27,230 | 131 | 0.5 | グリーン化特例(軽減)の重点化による増 |
| 鋤区税 | 3 | 2 | △1 | △33.3 | 鋤区面積の減少による減 |
| 軽油引取税 | 20,915 | 21,113 | 198 | 0.9 | 物流の回復による増 |
| 狩猟税 | 19 | 19 | 0 | 0.0 | 前年並み |
| 産業廃棄物税 | 429 | 490 | 61 | 14.2 | 搬入量増加による増 |
| 県税計 | 237,362 | 265,276 | 27,914 | 11.8 | |
| 法人二税 | 53,817 | 62,775 | 8,958 | 16.6 | |

2 議案第 57 号 令和 3 年度三重県一般会計補正予算 (第 20 号) (関係分) について (県税収入補正予算について)

令和 3 年度県税収入については、今回の補正予算において、35 億 400 万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,573 億 800 万円となっています。

増額の要因は、県民税配当割が、上場株式等の配当等の増により、11 億 4,900 万円の増収、県民税株式等譲渡所得割が、株高に伴う譲渡所得の増により、23 億 5,500 万円の増収となっています。

(単位：百万円、%)

| 事項 税目 | 現計(補正前) 予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 予算額 (A)+(B)=(C) | 対補正前 比(%) (C)/(A) | 前年度 決算比 (%) | 補正理由等 |
|-----------------|-----------------------|------------|---------------------------|-------------------------|-------------------|-------------|
| 県民税配当割 | 2,203 | 1,149 | 3,352 | 152.2 | 152.9 | 上場株式等の配当等の増 |
| 県民税 株式等譲渡所得割 | 1,305 | 2,355 | 3,660 | 280.5 | 153.6 | 株高に伴う譲渡所得の増 |
| その他の税 | 250,296 | 0 | 250,296 | 100.0 | 101.3 | |
| 県税計 | 253,804 | 3,504 | 257,308 | 101.4 | 102.2 | |

◎所管事項

1 令和4年度税制改正について

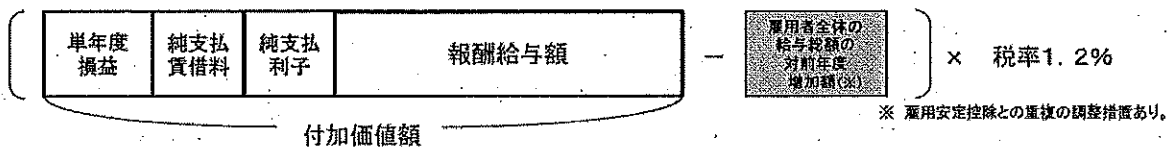
令和4年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

1 法人事業税

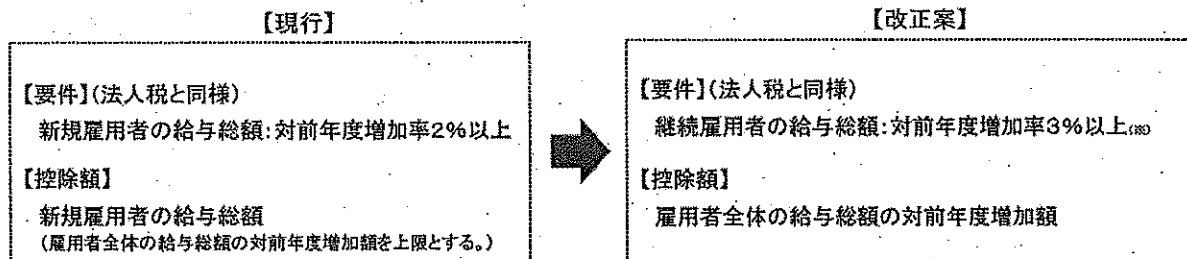
(1) 付加価値割における賃上げへの対応

法人税における賃上げ税制に合わせ、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講じます。(2年間の時限措置)

<法人事業税付加価値割の算定(イメージ)>



<適用要件・控除額>



(2) 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の法人事業税所得割について、軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とします。

| | 所得区分 | | |
|-------|----------------|----------------------|-----------------|
| | 800万円超の金額 | 400万円超 800万円以下の金額 | 400万円以下の金額 |
| 現 行 | 1.0% (3.6%) | 0.7% (2.52%) | 0.4% (1.44%) |
| 改 正 案 | 1.0% (3.6%) | | |

(注) 括弧内は特別法人事業税相当分を含む税率。

(3) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

ガス供給業について、製造・小売事業に係る課税方式の見直しを行います。

1. 見直しの対象

- 製造・小売事業に係る課税方式を見直し。

2. 課税方式・税率

(1) 導管部門の法的分離の対象となる法人等

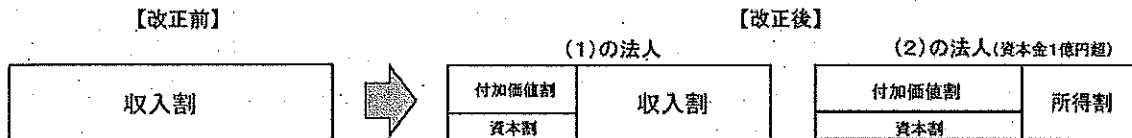
- 課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。
- 税率は以下のとおり(括弧書きは特別法人事業税分を除く税率。)

【改正前】 収入割1.3%(1.0%) → 【改正後】 収入割0.78%(0.48%)、付加価値割0.77%、資本割0.32%

※ 特別法人事業税の税率を以下のとおり見直し
(改正前) 基準法人収入割額の30% → (改正後) 基準法人収入割額の62.5%

(2) (1)以外の法人

- 他の一般の事業と同様とする。



※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※ 代替財源として、導管部門の法的分離の対象となる法人に係る固定資産税の特例を廃止(所要の経過措置)。

2 個人住民税

所得税において、住宅ローン控除の適用期限を令和7年末まで4年延長し、控除率を0.7%としつつ、控除期間を13年とする措置が講じられました。所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円) の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除します。

3 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。